

平成21年7月21日

告 発 状

東京地方検察庁
検事正 岩村 修二 殿

告発人及び被告発人・住所氏名

告発人(1)

- 1、住 所 東京都千代田区神田神保町3-2-9
氏 名 塚 本 茂
090-8116-2811

告発人(2)

- 2、住 所 長崎市三川町1308-5
氏 名 若 島 和 美
090-5927-3123
(政治団体 正氣塾 代表)

被告発人(1)

- 1、住 所 北海道室蘭市高砂町3-11-118
東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館334号室
氏 名 鳩 山 由 紀 夫
(友愛政経懇話会 代表)

被告発人(2)

- 2、住 所 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館334号室
氏 名 芳 賀 大 輔
(友愛政経懇話会 会計責任者)

告 発 の 趣 旨

被告発人(1)鳩山由紀夫及び被告発人(2)芳賀大輔は、政治資金規正法第25条第1項第3号に違反する個人寄付金(50万円以上)偽装虚偽記載行為を行った。且つ、被告発人らは偽装虚偽記載行為の事実を認め虚偽記載事項を修正した。因って、同条第1項第3号に該当することは告発人が立証の必要がない事実である。

更に、被告発人(1)は、同条第2項に該当する会計責任者の選任及び監督について相当の注意を長期間にわたり怠った。即ち、同条第2項の違反に該当する。

因って、告発人は被告発人(1)及び被告発人(2)を嚴重に処罰すべく告発する。

告 発 事 実

1)、被告発人(1)鳩山由紀夫は、政治資金規正法(以下『政資規正法』と称す)第6条の届出政治団体『友愛政経懇話会(以下『友愛会』と称す)』の政資規正法第6条第1項で届出の代表者である。

2)、被告発人(2)芳賀大輔は、政資規正法第6条第1項で届出た友愛会の会計責任者である。

3)、友愛会は、政資規正法第12条の規定に従い報告書を東京都選挙管理委員会宛に提出している。

4)、現在、告発人が公開閲覧可能な友愛会の収支報告書は、平成19年、18年及び17年の3ヶ年分であり、これら3ヶ年分の収支報告書を精査した結果、次の違法事実が確認できた。

1、平成19年の収支報告書(平成20年3月28日受理、第1084号)

①、収入項目別金額の内訳(2)寄付の項の虚偽記載について

寄付の項(ア)個人からの寄付は、個人64人から金27,355,000円の収入があったと虚偽記載を行った。なお、個人寄付には被告発人を含む。

②、平成21年6月30日付で前①項のうち、個人49人からの寄付金(522万円)が存在せず虚偽記載であり、違法であることを認め修正申告した。

③、修正申告による個人寄付者の削除率は76.6、金額削除率は19.1%となる。

しかし、被告訴人(1)らの個人献金額が1200万円を考慮すると実質的金額削除率は38.6%となる。

《虚偽修正個人寄付者数49人÷偽装虚偽個人寄付者数64人=76.5%、

ただし、被告訴人(1)ら含む

虚偽修正金額5,220,000円÷個人寄付金額27,355,000円=19.1%

虚偽修正金額5,220,000円÷実質的個人寄付金額15,355,000円=34.0%、

実質的個人寄付金額とは被告訴人(1)及び親族らの1200万円を除外した金額とする》

④、収入項目別金額の内訳(4)借入金の追加について

借入金の項目はゼロ円で有ったが、偽装虚偽記載金額分を被告発人(1)からの借入金(522万円)が有ったと平成21年6月30日付で修正申告した。

⑤、①項～④項によれば、実質522万円の現金が無いのに同額の支出があり、現金出納帳など経理は非常に杜撰極まりなく、経理処理自体信用するに値しない。これは会計責任者のみが責任を負担するものでなく代表自らが負う責任であることは明白である。

⑥、収支報告書(4)借入金について

虚偽記載分の522万円を平成19年12月26日に被告発人(1)から一括借入れを起こしているが、現実に支出時ごとに借入れをするべき経理処理を一括処理することは有りえない。正に、ドサクサの杜撰且つ矛盾した処理である。

2、平成18年の収支報告書(平成19年3月27日受理、第1026号)

①、収入項目別金額の内訳(2)寄付の項の虚偽記載について

寄付の項(ア)個人からの寄付は、個人50人から金25,520,000円の収入があったと虚偽記載を行った。なお、個人寄付には被告発人を含む。

②、平成21年6月30日付で前①項のうち、個人38人からの寄付金(541万2000円)が存在せず虚偽記載であり、違法であることを認め修正申告した。

③、修正申告による個人寄付者の削除率は76.0%、金額削除率は21.2%となる。

しかし、被告訴人(1)らの個人献金額が1200万円を考慮すると実質的金額削除率は40.0%となる。

《虚偽修正個人寄付者数38人÷偽装虚偽個人寄付者数50人=76.0%、

ただし、被告訴人(1)ら含む

虚偽修正金額5,412,000円÷個人寄付金額25,520,000円=21.2%

虚偽修正金額5,412,000円÷実質的個人寄付金額13,520,000円=40.0%、
実質的個人寄付金額とは被告訴人(1)及び親族らの1200万円を除外した金額とする》

④、収入項目別金額の内訳(4)借入金の追加について

借入金の項目はゼロ円で有ったが、偽装虚偽記載金額分を被告発人(1)からの借入金(522万円)が有ったと平成21年6月30日付で修正申告した。

⑤、①項～④項によれば、実質541万2000円の現金が無いのに支出が有り、現金出納帳、銀行預金管理など経理は非常に杜撰極まりなく、経理処理自体信用するに値しない。

⑥、収支報告書(4)借入金について

虚偽記載分の541万2000円を平成18年12月26日に被告発人(1)から一括借入れを起こしているが、現実に経費支出時ごとに借入れをするべき経理処理を一括処理することは有りえない。正に、ドサクサの杜撰且つ矛盾した処理である。

3、平成17年の収支報告書(平成18年3月29日受理、第1098号)

①、収入項目別金額の内訳(2)寄付の項の虚偽記載について

寄付の項(ア)個人からの寄付は、個人71人から金28,3085,000円の収入が有ったと虚偽記載を行った。なお、個人寄付には被告発人を含む。

②、平成21年6月30日付で前①項のうち、個人52人からの寄付金(708万円)が存在せず虚偽記載であり、違法で有ることを認め修正申告した。

③、修正申告による個人寄付者の削除率は76.5%、金額削除率は25.2%となる。

しかし、被告訴人(1)らの個人献金額が1200万円を考慮すると実質的金額削除率は44.0%となる。

《虚偽修正個人寄付者数52人÷偽装虚偽個人寄付者数71人=73.2%、

ただし、被告訴人(1)ら含む

虚偽修正金額7,080,000円÷個人寄付金額28,085,000円=25.2%

虚偽修正金額7,080,000円÷実質的個人寄付金額16,085,000円=44.0%、
実質的個人寄付金額とは被告訴人(1)及び親族らの1200万円を除外した金額とする》

④、収入項目別金額の内訳(4)借入金の追加について

借入金の項目はゼロ円で有ったが、偽装虚偽記載金額分を被告発人(1)からの借入金(708万円)が有ったと平成21年6月30日付で修正申告した。

⑤、①項～④項によれば、実質708万円の現金が無いのに支出が有り、現金出納帳銀行預金管理など経理は非常に杜撰極まりなく、経理処理自体信用するに値しない。

これは会計責任者のみが責任を負担するものでなく代表者(被告訴人)自らが負う責任であることは明白である。

⑥、収支報告書(4)借入金について

虚偽記載分の708万円を平成17年12月26日に被告発人(1)から一括借入れを起こしているが、現実に経費支出時ごとに借入れをするべき経理処理を一括処理することは有りえない。正に、ドサクサの杜撰且つ矛盾した処理である。

4、現在、総務省政治資金収支公開室に平成16年及び15年の2ヶ年分の情報公開を申請

中であり、近日中に入手できる。また、平成20年分が9月には公開される予定である。因って、告発時効との係わりもあるが、今後、違反する告発事実を追加する。

被告発人らの政資規正法違法が長期的且つ広範囲にわたる事実を一覧表に纏めた。

平成 年月	記載 人数	修正 人数	修正 率 %	記載 金額	修正 金額	修正 率 %	実質 金額	修正 金額	修正 率 %
15	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	71	52	73.2	28,085	7,080	25.2	16,085	7,080	44.0
18	50	38	76.0	25,520	5,412	21.2	13,520	5,412	40.0
19	64	49	76.6	27,355	5,220	19.1	15,355	5,220	34.0
20	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		偽装	偽装 率	千円	千円		千円	千円	

5)、個人寄付金偽装虚偽記載と借入金の矛盾した新たな虚偽記載について

1、被告発人(1)は、平成21年6月30日付で個人寄付金(5万円以上)の項目に関し、第4)項で記した如く各年につき個人寄付者及び寄付金が存在しないことで修正申告を行った。

2、個人寄付者及び寄付金が存在しなくても対応する支出がある故、当然各個人の寄付金の入金日に同額の入金が必要ならぬ。然るに、平成21年6月30日付修正申告では各3ヶ年とも年度末の12月26日付で被告発人(1)から修正金額と同額を一括借入処理している。なお、個人献金者は、寄付期日、金額ともまちまちで一定ではない。

3、本来、修正申告の時点では、その年度の初期に一括借入があったことにすれば、個人寄付のあった同期日に一括借入金から、その都度現金を引き出すことが可能であるが、年度末に一括借入であれば支出の時に如何なる現金処理をしたか疑義があり、実際上は有り得ないことである。因って、新たな虚偽記載が発生したことになる。

6)、被告発人らの政資規正法違反について

1、被告発人らの友愛会の収支報告書は、多数の故人らの借名口座を利用し長期間にわたり且つ多額の金銭等を虚偽記載した事実は確実であり、被告発人らも違反事実を承諾している。

2、被告人(1)は、被告人(2)及び第一秘書を前3項の虚偽記載の責任者として解雇処分をした。

3、恐らく、6年間にわたり、これだけ多数の告発事実を被告発人(1)が関知しない、若しくは知らないことなど常識的に見て有り得ない。また、友愛会の収支報告書を全く見ていないことなども世間一般の常識では判断できない。正に世間一般に通じる信義則に反する。

4、因って、被告発人(1)も政資規正法第25条第1項第3号に該当する。

5、仮に、被告発人(1)が直接的に係わる共同正犯ではないとしても、幫助或いは教唆的な係わりまで否定することはできない。

6、捜査当局が被告発人(1)の係わりを前5項に関して証拠不十分としても、政資規正法

第25条第2項に関する被告発人(1)の責任を排除することはできない。

7、勿論、憲法第16条の法の下での平等を論ずるまでもなく、公明、公平に審議すれば、当然、被告発人(1)は友愛会の創設者且つ代表者として政資規正法第25条第2項の責任及び監督責任を回避することはできない。

8、友愛会の収支報告書の個人寄付行為に対する偽装虚偽記載に関し、マスメディア或いは一般国民は、被告発人(1)の説明責任論に終始するが、これは純粹の法律論である。衆議院議員選挙前或いは民主党代表者であることを問う問題でもなく、その必要もない。

9、被告発人(1)は、政資規正法第25条第1項3号に違反する虚偽記載行為を認め、修正申告を6月30日付で行った。因って、同条第1項第3号と被告発人(1)の係わりが争点となろうが、前述の如く結論は明白である。

10、次に同条第2項違反について論ずる。被告発人(1)は、会計責任者及び第一秘書(国費)を解雇処分したことは、被告発人(1)の会計責任者の選任責任及び監督責任であり、長期間且つ多数の虚偽記載の事実が相当の注意を怠ったことは確実である。因って、同条第2項に該当する。

7)、被告発人らの政資規正法違反と公民権停止について

1、政資規正法第25条第1項3号は、5年以下の禁固刑又は100万円以下の罰金刑であり、同条第2項は50万円以下の罰金刑である。

2、然るに、政資規正法第28条第1項で被告発人らの違法行為は仮に罰金刑であろうとも、5年間の公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3、また、政資規正法第25条第1項3号の執行猶予刑についても猶予刑期間の公民権停止となる。

8)、政資規正法第31条(監督上の措置)は、形式上の不備或いは記載が不十分な場合の管轄官庁担当部署の措置であり、説明要請若しくは説明責任の問題ではなく、被告発の虚偽記載の場合には該当しない。また、虚偽記載が有り、自発的に修正すること若しくは説明責任を果たすことで違法行為の阻却事由とはならない。

立証方法(証拠)

1、友愛会の収支報告書(虚偽記載した事実及び修正した事実)

添付書類

- 1、平成19年の友愛会の収支報告書、借入金、寄付の内訳及び資産等の内訳
- 2、平成18年の友愛会の収支報告書、借入金、寄付の内訳及び資産等の内訳
- 3、平成17年の友愛会の収支報告書、借入金、寄付の内訳及び資産等の内訳